

神奈川県県土整備局における総合評価方式に関する運用ガイドライン
〔建設工事編〕、〔工事系委託業務編〕の改定概要（令和6年12月）

1 建設工事編の「若手技術者・担い手の育成実績」、「新卒者（技術職）の雇用実績」及び工事系委託業務編の「若手技術者の活用」の添付資料の変更

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日が令和6年12月2日とする施行期日政令が公布された。

これに伴い、現行の健康保険証の発行については、令和6年12月1日で終了し、マイナンバーカードの保険証利用に一本化されることから、建設工事編の「若手技術者・担い手の育成実績」、「新卒者（技術職）の雇用実績」及び工事系委託業務編の「若手技術者の活用」について、雇用や年齢が確認できる技術資料の添付資料としての健康保険証の記載を削除した。

なお、令和6年12月2日以降に入札公告する案件であっても、令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、有効期限（有効期限の記載が無い場合は令和7年12月1日）まで雇用や年齢が確認できる技術資料の添付資料として引き続き使用可能である。